

教會撮要

全

特35

737

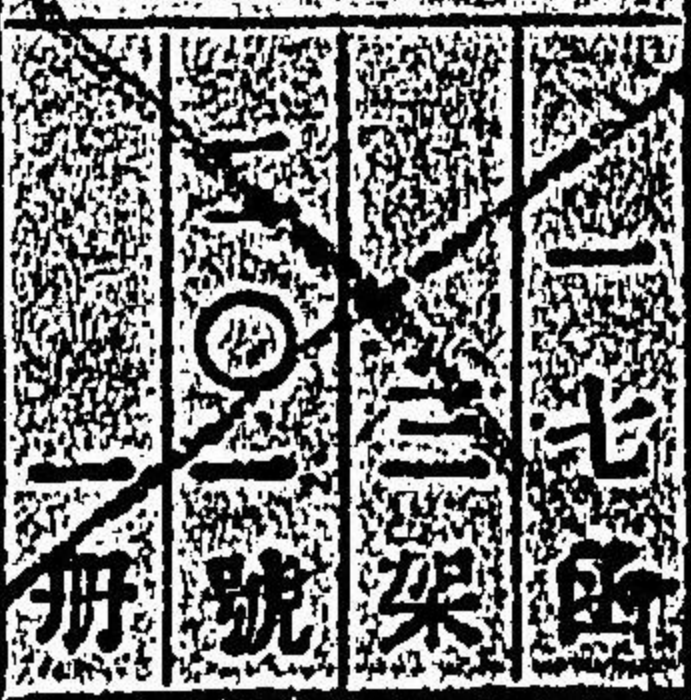
館書圖京東

函

架

號

圖書會所日本



冊號架區

013942-000-4

特35-737

教會撮要

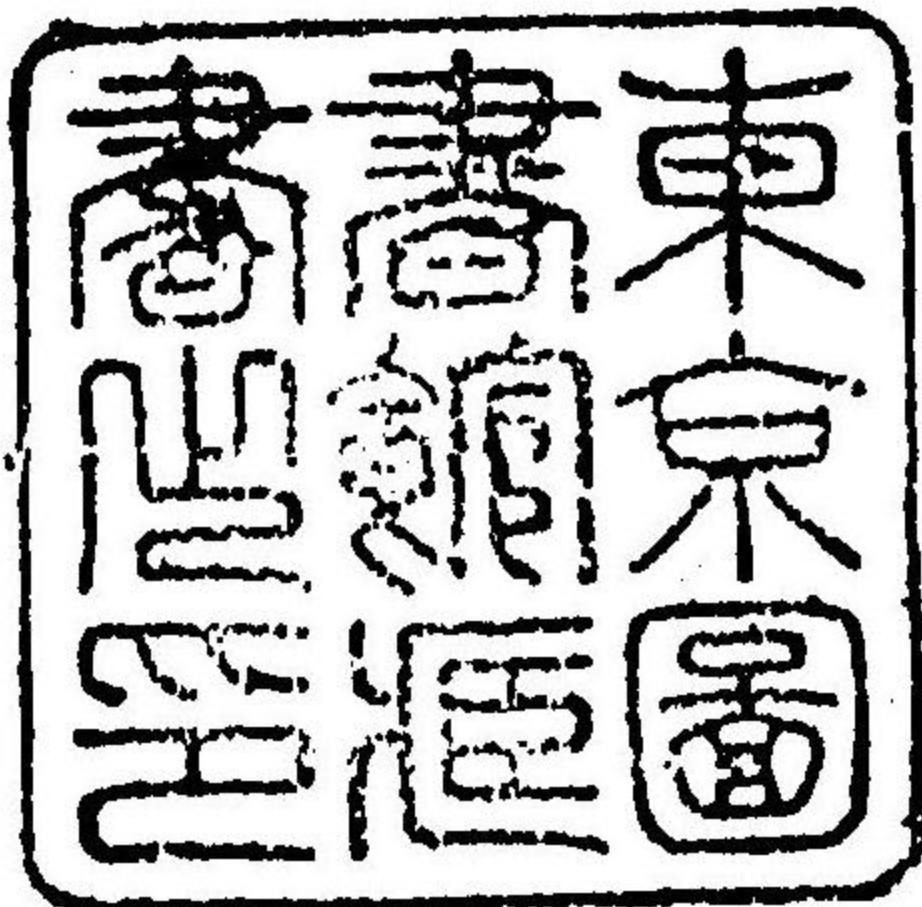
千家尊福 / 著

M15

ABB-0183



特35
737



大教正千家尊福著

教會撮要 全壹冊

千家藏

教會撮要

大教正千家尊福著

第一條

教會講社の趣意ハ、曠ニ規約を刊行して其大意
を示すと、いへとも猶詳らからざるを以て世或
ハ其旨趣の人民ニ益あるを知らざるものゆゑ
む之よとりて今教社の結をさるへらざる所
以を述べんと、抑教社を結ふハ即ち人心を結ふ
かり人心を結ふハ教を宣ふる爲かり教職たる
もの漫々神異を附會して神徳の所在を誤り或

教會撮要

大教正千家尊福著

教會撮要 全壹冊

千家藏

特35
737



教會撮要

大教正千家尊福著

第一條

教會講社の趣意ハ曩ニ規約を刊行して其大意を示すと一へとも猶詳らからざるを以て世或ハ其旨趣の人民ニ益あるを知らざるものゆらむ之よとりて今教社の結をさるへらざる所以を述んとて抑教社を結ふハ即ち人心を結ぶかり人心を結ふハ教を宣んる爲なり教職たるもの漫々神異を附會して神徳の所在を誤り或

教會撮要

は幽冥に偏して顯世の急務を説くさるか如きは是教義の末弊にして教義の振はさる所以なり教導の急務教會の肝要とする所ハ決してかゝる事よあらざらん故に教職の責を任する者必教のつかはるへららば教會の結をさるへらさるの大目的を立せばならざるなり

第二條

凡事を爲るの初其目的を立せらるらば苟も目的を立せざれば必中途にして躓く故に確乎不拔の目的を立百折不撓の志を達するを要す

夫三條の教憲を本とし神賜の靈魂を具する智識を磨き全國の人民互に相親み相扶けて心志風俗を正しく以て國家の利益ある事を行ひ富強の基を爲す事我道の大目的にして教會の講説する一大關鍵なる其實効を約言すは人民各個の天性を達して全國の獨立を堅くはばよ過ぎるなり

第三條

教會講社ハ既ニ政府の許可を得て全國一般を結收する所にして其旨意たる各地の利益を通

し各自の幸福を達するものにして、毫も教導職の爲に利益を計るべからず。然るも今講社を結ひ、教導を弘むるが爲に、許多の勞苦を厭えざるを認め、或ハ疑惑の念を生ずるものあらん。請ふ詳よ之を辨へん。夫造化三神ハ天地萬物の起原、天照大神ハ天皇の御祖、先日球主宰の至尊にして、共よ仁愛無比の大神あり。大國主大神を國土を經營し、百般の事物を創め、大土地人民の利益を起したまひ、遂よ永く幽冥の主宰と爲りて、各地乃産土神を率ゐ、土地ハ利益を冥護し

人民の幸福を保障し給ふ苟もかゝる神慮を体認する者、今の世ふりてハ、今ハ人民の爲に利益を計るべし。即ち神ならん道よあり。是れ是れ教社結收の爲に、萬金の光陰を費すを厭はば、熱心施教、其勞苦を顧みず、早夜以て神慮の向ふ所に背らざらんとする所以あり。

第四條

教會講社ハ三條の教憲を本として、神慮のあはれ所を忘らし、他國体の尊嚴を示して、政體の正大を悟らざれば、都て人民の疑惑を辨解して、生死確守

すへき要領即ち安心立命の處を教導し其心志
 風俗を正しく一國家富強の基をなすものなり
 故に人生の本分を知りて教社を結ふハ教導の
 効始て擧る者なり今や萬國交際通商の道大ニ
 開け種々の商社商會を設る資力を結ひ利益損
 失を共ニ互ニ其事を盛ふせり然るを人民の
 本たる敬神愛國の志を固く志天理人道を明ら
 めよ一皇上帝を奉戴して朝旨を遵守し益皇國の
 元氣を厚くすとの教ニ於て豈會社を結ひ講修
 せしむ可けんや諺ニ曰く百足の虫死しても倒

ますと其助多きを以てかり

第五條

教社の規約ニ條例あり是社中同一確守して毫
 も迷ふへらざる所なり抑教職ハ教社を結ふ
 此趣意を説き信者の確守すべき目的を指旨す
 故にまてよきて其信ハ信と信せざるを結ふと結
 ばざるをハ人々各自の志を存せり故に其説き
 示す所其心ニ徹せざれば孰れ之を強に信じ且
 結ふ者あらん且人を言語に束縛志強て之を勸
 め初穂寄附等拔貪るハ固より教社の嚴禁よ

て切よ忌む所あり然るも結ぶも信ぜざるも唯
其志よ任せて我より之を勤めずといへども語
小曰く人ハ人の爲小生活及び彼此有無相通じ
吉凶相扶けて共よ安寧幸福を全く志善を行ひ
惡を除き以て國家よ益ある事を勉むる事孰か
之を不可と一擯斥す所のあらんや故よ地球
上億萬の衆きといへとも教會に洩せざるも
るを結收の要旨とす候あり

第六條

教導の實功ハ説教よ期す結社よ成熟する者か

り設説教のこにして結社せざるは猶樹菓の成
熟せずとて甘美の味求めむるが如し夫説教ハ
花を園中小種ほが如し講社を結ぶは其花を培
養して其實を結ぶと免之を成熟せしむるが如
し若花よとて實を結ばず實よして熟せざるハ
其用をかき故よ結社ハ教導の實益よとて説
教ハ結果する所をかきバ教務是より急なるはか
し

第七條

賞を希ふよあらばとて善をなし罪を恐るゝに

あらば忘て悪をせざるを神賜の良心固より如
 此のミ然るに情欲の動く恒心従てうつるハ人
 々皆然るなり之を戒慎忘て良心を復歸せしむ
 故ハ教導あり是教會のつかはべからざる所
 以なり抑教會に入り神明を誓ひ教義相講修す
 るに際各各自平素爲す所を省み慚愧の心自然
 に發し之を頼て終よよく過を改免善を遷り朝
 廷の尊むべく神明の敬すべく講社の相扶くべ
 きの義を志り愈戒め愈慎之之汲久して止まざ
 るバ神賜固有の良心を歸するなり夫教の人心

よ治決するもの淺近より深遠に至る豈其究極
 あらんや

第八條

古語よ人の外ふ國なき國を人民の相集りて成
 る所れものなり之を分割すは一人あり之を
 合結すはハ國あり國と人ととの別ハたゞ分合の
 間あるのミ故一人の勤惰は國の盛衰を關
 し國の強弱は一一人を基く一人のかす所其得失
 善惡ハ國家を關係するものなれば一言一行其
 利害邪正を監みざるべあらば然るよ己あはれを

知て人あるを願ふは家徳を知て國あるを
 もはざる者猶蚌壳内にありて天地萬物あるを
 忘らさぬが如し夫智勇兼備の名將も一人も
 て百戰百勝を必ずする者よらば必ず兵卒あり
 指揮を隨ひ奮戦し以て其功を奏するを得其指
 揮は從はされば假令數萬の兵卒あるも其智勇
 を施す能はず戦へば必ず敗れん故に三軍の堅
 ハ人心の一致あり千萬人の隊卒豈皆悉く猛
 勇からん一人の勇氣一隊を鼓舞し以て之を
 て奮戦せしむはなり講社もまた如此一人の信

義ハ固よて衆人の模範となり漸して全國を化
 してふいたる其皇道も功ある豈大からばや是
 教會の果たて結ハざるべからざる所以なり

第九條

人の生るハ神のせしむる所よして人力に非
 ず故に相敬愛し各其職分を盡し互に妨くる事
 なきともと同類よして等しく神徳よよりて生
 出れる者おはせり且人ハ相待て生活を營み
 共ニ協力して其幸福致すべき者おはせり父
 子夫婦より朋友の交際に至る迄皆其の相扶助

する所の人情は出づるを之と人の本情といふ此本情は基き同心協力相頼り相扶ちて國家益ゆる事をかひ人の普通義務といふべし然るに貧富強弱智愚の別あはれを以て貧者弱者ハ強者富者其權利を侵奪せられ愚者ハ智者ハ欺るはる事ありて人類同等の權利を達する事能はば是禽獸の道ありこゝまおいてか教社を結び天理人道を講修し貧富強弱各天性を全し苦樂を共よ吉凶慶吊互に扶持ちて相侵奪せざらざるんとするなり

第十條

神を敬するハ人の當然なり然も徒に神を拜崇せよや強誘するよあらば其信あると否とハ人々各其志よあればかり夫人種の生育するもの神の然らむむる所あり故に凡人類たるもの拜崇せざるべらざる所の大神あり此神を捨て他神を拜崇すは猶己か父母を措て他人を父とするが如くふして其誤甚といぬべし其神たる何ぞや抑造化三神天照大神大國主大神此五柱の大神ハ苟も人たるものかからば拜崇

せざるべからざる神等も座はすかり然れども
地方も座は産土神は氏子たるもの素より拜崇
すへたえ言をまたば之を譬ふるふ猶朝廷を遵
奉すまは必ば管轄保護を受る府縣の廳をも敬
戴する如し故に教社ハ五柱の大神および其
地方も座は産土神をも崇まつて誓約はるを要は

第十一條

自他交通して有と以て無も易へ各其生業を營
み親睦の情を結ふ事是人たる者の通義なり交
通親睦ハ豈たゞ金銀器財の有無を貿易するの

謂からんや必ず其人志を盡し智慮の有無賀
易すべきかり是誠人の信義といふ是交際ハ最
も重するべき所なり然るも今世俗の交通するも
乃彼我の見よより人の善を以て人の惡を諫
諭事なく或は他人目前に産を失ひ家を破る事
あるも彼の爲に所我の關係にべき事もあらば
なぞ傍觀毀笑するが如きハ造化の神徳により
て相生成繁育するの人道に背き人の通義を失
ふ者といふべし故に教會に入る者ハ先此等の
惡習を洗除し身の修整よりして一家の和順隣

保の親睦を致し遂に全國の人民信義を相盡す
よ至らざる事是教社の結はざる趣からざる
の大趣意あり

第十二條

古諺云人心の同しからざる面の如しと一家
の中すら猶親疎ありまして他人に於てをや苟
も其氣相合ふ千里の遠きも親友あり其氣合
ざるは比隣も猶千里を隔つるハ人間交際の通
情あり然るも其親疎を問はず同一に信義を盡
さるゑんとすはえ教社の設る所以あり抑教

社を結ふハ兵の隊伍を分ち向ふ所を異よび
も其味方を助け敵を敗るハ皆同一かぬが如し
講社中の信義を結ぶ素より彼をこれより厚く
まを彼をより薄きの情ハあるべし然るも同一
の良性を具ふたる人かれハ志氣の少く異か
るゑるも信義を相盡さざるべけんや況んや人
を造化の神徳によりて同一の良性を備へたを
バ恩を他より受くれハ之を報ぜんと思ひ人の
危きを見てハ之を救はんといふ如きは是同氣
感應自然の情にして毫も期せざる如きは是同氣

かゝるをや此情況擴充を神授の本に復歸せんは
教社を固結同心戮力教義を講修するふり
故に嗜好の異同を論せし本情の同一を体認し
て大に教社を結收せん事を冀望するなり

第十三條

人の責ふ所は自立の志あるを以てあり而して
其要たる各其職を擔任するに在るのみ君主は
國家を保安ふるを以て職とす故に王政一新の
初に當り天下億兆一人も其所を得ざる時は皆
朕が罪なりと震翰し書あせ給ひて天下に詔し

夙夜之を保安せんと叡慮を盡し給へり人民を
國家を保護するを職とす故に業を起し産を開
き國家の利益を興發し天下の安寧を保全し協
心同力護國の本分を盡さざるをあらはれ方今海
外の各國富強を誇り文明開化と稱し身を修め
智を開き物産機械に至るまで皆我に超越する
者其因る所果して何物をや抑彼も人なり我も
人なり而して如此の差異を生ず他なし天稟
の本性を達すと違せざるとの間にあるのみ
蓋し文明開化は天性の固有あり苟も其志を立

て其身を勞ひ一身の自立是に於てか得る然
後協心戮力少くも不止は國家富強文明開化の
域に進み歐米各國を駕馭する豈難あらんや故
よ人たる者自立の志を立起し天稟の本性を達
して國家富強からむより要務をかるべし

第十四條

講社人民の相扶持を以て信義を盡すの實は資本
金よりあり資本の金たる講社の協議より毎戸
より出す者として所謂塵を積り山と爲す者か
り其金たるも講社の醜する所なして之を出

納すの權また固より講社より是人民扶助
するの資金よりして或ハ一家の主たる者病ふ
し弱婦幼子のみよて營業する能はば或ハ父母
の喪に遇ひ費用乏しくして葬具を供す所事能ハ
ざるものあれば此金を出して其窮乏を救済す
る等を以て眼目とす又醜する所の金額年を遂
ひて増加するに至り或ハ貧民の子學資なき者
を助けて學校に入らざる或ハ道路橋梁を修繕
志或ハ窮民を扶助する時は自他共其幸福を
保つべきのみならず信義を盡すの利益親睦を

るべきなり

第十五條

人各永く其幸福を保ち利益を享ぶ欲せざる
 るを以て然るふ動もすれを目下の安を偷み無
 の大益を計らば適宜強の者あるも贏餘を他日
 備ふるを知らば一旦凶歉に逢へば自ら其
 窮厄を救ふ事能はば遂に他人に依頼して僅
 饑渴を免れぬ如き者豈愚の極からばや古語
 遠き慮なき時ハ必だ近を憂はるべしと螻蟻
 の虫たる至微至少猶且春夏の候波々と忘て食

を蓄へ以て秋冬を支ふ人ハ萬物の長よして豈
 螻蟻に斯づべんや或る人民凶歉に遭へば徒
 租税蠲免等を官に歎願はるを以て常と成然
 る官廳に蓄積する者も民の愁訴に應じて救
 厄に充つべきものあらば殊に官金と雖皆人
 民の財力を集めて之を政事の用と爲はる者
 則我と我々宛て所ある財を奪はむや也
 何ぞ思はざるの甚哉故に人民たる者平常各其
 業を精勵し同心協力此凶災を免る備を堅
 以て官廳の勞を省き積塵爲山の方を立て彼我

互に不虞を救ふの遠計をかゝるべからば抑方今の民情たるや演劇歌舞酒色等耳目口鼻の慾を縦にして無数の金額を費し遂に家産の傾覆するも厭はば然るに學校病院の資本救荒の豫備等國家を裨益するの金穀を吝み不平を醸出さず鳴らす是金穀を左右するの道を失ふと謂ふべし

第十六條

人各職業あり誰も我職の盛大なるを欲せざるものあらん蓋し利を好むる人情の普通よて人

の利は警々たるハ猶水の下きよ就くが如し然らば一己の利益を計り心を國家共有の幸福に注がず己を利を得て人の損失を顧みば遂に同業相欺くに至るは何ぞ竊盜を異からんや夫職を盛大にする他か否我が利を好む心之を人よ推すよあり我苟も利を得る人よ亦利を得きし免如此して一村一郡及一己の利の遂に全國の富饒を致すべきあり一己の利の經營したる同業相忌む同職相欺くよ止らば其國家の大事を見る亦毫も關係せず遂に國家の

窮厄に際し却て奸詐を其間に逞く大に利を
營むに至る夫如此に至るたゞ我を營むに偏る
るよよる一旦國家を緩急ある誰う相共之に
禦らんや抑同心戮力各其職業を盛大に富強
の實を擧るハ人民普通の義務あり故に國民を
是て愛國の念を擴充し獨立の元氣を養はむ
る必要す

第十七條

人ハ等く造化の神徳よりて生を等く神の親
愛を受るハ父母數人の子を愛養する其情の厚

薄おきが如し故に人々相親愛して一視同仁の
神慮を体念して其實を擧ぐべし今や朝廷交際
の道を開き信を各國に通じ年又年多く情た
る日又日厚く有無相通じ吉凶相扶けてかの
神慮を基き給ふ實を至大公の政体といふべ
し夫國ハ人民の集りて成る者よ是て人民の自立
を基き以て一國獨立す自立とは何ぞや各自神
授の良智を開き物理を通じ事業を盛大に志一
身の獨立を得るの謂かり故に人々其獨立を得
るよ至る是よ於てか國家の富強を獨立する掌

或はすか如き今の世に生きたる今の政体の天地の
公道に基き給ふ御趣意あるを辨へたらざる
べらば苟も此を辨知し人々其天性相親しむ
の情を盡し其身を脩め其智を開き拮据黽勉已
の自立よりして全國を以て富強に獨立せしむ
此一視同仁の神慮を体し至大至公の政を遵
奉するの實効を擧るといふべし古語に云己達
せんと欲して人と違はざる獨立ハ相扶くるにあ
る或いふあり

第十八條

昔者朝廷國政を擧げて之を武門に委託せらる
其已來幕府諸侯を率めて天下を總理す其政た
るや國家の萬機武士之を擅す農工商皆制を
武士に受く故に其權利の相隔絶する霄壤あり
諸侯又各其藩政を殊よ一寛苛一からばといへ
るも概するは皆壓制束縛の政なり其弊の浸染
は蓋數百年の久きを経て遂に習慣となりて
武士の農工商を蔑視する愈甚く農工商の武士
に畏懼はる虎狼の如く然り同一の人にして士
の農工商に於る恰も天然其種を異よはるが如

民の不幸たる何ぞ夫甚き然るふ此壓制を甘
 受怪まざる何ぞや所謂數百年の習慣よきて
 天然の如く思ひ人たるの本性を辨知せざれば
 よ抑政の要は民の天性よ基き其權利を達し
 其義務を盡さむるより故に一新の詔よ從
 來の陋習を破り天地の公道よ基べしと務めて
 習慣の束縛を解き天稟の本性を達せしめ給ふ
 る至る實よ公明正大の政体なり然るも猶或
 ハ舊染の汚俗汲脱せば御趣意のある所を
 ざはむのあり凡我教社たる者善く之を辨解し

之を誘導して共よ天稟の本性よ基きて各其獨
 立を達し共よ交際の信義を悉し拮据勉勵國家
 の益を計り永く富強の徳澤よ浴すへし

跋
天地のはしえり時々天神もろくの命以て伊
邪那岐伊邪那美二柱神と此漂在る國を修理え
固成せと言依きし給ひし大命はまも世よあら
ゆる人の勤め行ふべき惟神もる本つ道の本つ
教よなむありまらさきハ彼の大御業のまよく
空蟬の人れ悉各か自師いそしむとまも御統の
瑞の眷玉の行あひよ睦玉あひて相扶け相阿奈
々ひ入紉の同じ心よ神習ふべきまよなむほ
る波三栗乃中津世より蟹か行るは邪まき教の

横きの道よ惑へる人もそこら出来よたはハ慨
き事の極よと有ける志ハハるまとも物皆乃
榮ゆは時の中今此大御世を廢きたる古典を興
ふ給ひ神代もきらぬ新志き道をもひらき給ひ
て三條の教憲を立給ひ神習ふ道の教よちひ
き給ふまよく職々人々各も各も畏ま頂を
勇み躍りて東の間もたゆむこやかくぬ志のま
もおきたることなく勤志を務めさるるあらは
るむなりにあることよ我千家大教正ハ劔太刀
鑢意を振起し給ひて眞澄の鏡清く明らけき神

の御教を淺茅原ははらけえらよまきと一給
ひて天下の人てふ人の有れ悉えら玉の五百津
集ひふひきぬ集へといひての大御業よ神習
え志免さらえやや年頃いそしみ給ひて教會の
講社とも千尋撈繩百結むすひ八十結ひむすひ
て三山の奥の賤の男も浦の苦屋の海士の子ま
ても墨繩のたよ一筋よ神習ふ道よおもむ給
へるを世のたえ人のためいひよえてたを事な
らすや抑教會の講社の輩のむ糸と勤免む掟の
則ハ既く櫻木よ匂ハせ世よか奴らひぬをや猶

奥深きそのゆゑよしを、かへての人たきとり得
うたきまともなりなんを管根の筋もころよ書
法免給ひとまきと一給ふよ法きてかく一卷と
さへかりよけむハ人々よもゆままく思ら一め
給ハんまとを椎柴の志ひてこひのみ申一、或
やめて諾ひ給ひてまか筋の板よも思ら一免給
へえ今より後教會の講社の輩ハいふを更おと
望ら思人々も此書を志倭文手纏くりか一見
志あきら免おは真道のおくかよもわけりか
むいとよき葉よこそを嬉志きのあまりよおほ

けおくもつたおき一言をかくなむ

訓導 長谷川龍術

新刊

明治十四年十二月十六日出版御届
同十五年三月

刻成

定價十五錢

著者及出版人

島根縣華族

千

家

尊

福

出雲國神門郡杵築村住

(御用書林村上活版所印行)

